

○あま市健康づくり計画策定委員会要綱

平成27年12月28日

告示第174号

(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条の規定に基づくあま市健康づくり計画を策定するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市健康づくり計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 市民の健康の増進の推進に関する施策に関すること。
- (2) 市民の食育の推進に関する施策に関すること。
- (3) その他市民の健康づくりについて市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 保健医療関係者の代表
- (2) 福祉団体関係者の代表
- (3) 教育関係者の代表
- (4) 農業団体関係者の代表
- (5) 地域団体関係者の代表
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、あま市健康づくり計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども健康部健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年告示第75号)

この告示は、公示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。